

国民健康保険特定健康診査受診勧奨委託業務特記仕様書

1. 業務の名称

国民健康保険特定健康診査受診勧奨委託業務

2. 業務の概要

本市国民健康保険は特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診率向上のため、過去の特定健診結果や診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）を用いて特定健診対象者の現状分析を行い、個人の背景に合わせた効果の高い受診勧奨を行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで。

4. 提供データ

発注者は受注者に以下のデータを提供する。ただし、次項「5.業務内容」を実施するにあたり以下のデータ以外で実施可能な場合は、発注者と協議のうえ変更することができるものとする。

(1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、対象期間は、対象者抽出用として令和7年4月診療分～令和8年3月診療分の12か月分とする。

- ・医科 . . . 「21_RECODEINFO_MED. CSV」
- ・D P C . . . 「22_RECODEINFO_DPC. CSV」
- ・調剤 . . . 「24_RECODEINFO_PHA. CSV」

(2) 健康診査データ

対象期間は対象者抽出用として令和3年度～令和7年度の5か年度分、効果測定用として令和8年度分とする。なお、効果測定用の健康診査データは、契約期間内に業務完了することが可能な月数について、発注者と受注者で協議のうえ決定することとする。

- ・健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」
- ・特保指導結果等情報作成抽出（特定保健指導結果情報）ファイル . . . 「FKAC165」
- ・健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル . . . 「FKAC167」

(3) 被保険者データ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD_IF015」
- ・被保険者管理台帳（KDB 帳票 p 26_006）

(4) 受診券発行者データ

- ・受診券情報 . . . 「FKAC161」
- ・宛名CSVデータ（被保険者記号、被保険者番号、宛名番号（個人番号）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名）

(5) 外字フォント

- ・外字フォントファイル . . . 「EUDC.tte ファイル」

※ 発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。

(5) 医療機関リスト

本市が個別健診実施先として契約している医療機関一覧を電子データ（Excel 形式）で提

供する。なお、医療機関一覧データは、医療機関コード及び医療機関名が記載されたものとし、発注者は受注者の定める様式で提供するものとする。

5. 業務内容

前項「4. 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いた精度の高いデータベースを構築し、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。また、これらを活用し、対象者の特性を考慮した効果的な通知書を作成、送付し、当該勧奨業務の後、効果測定用の提供データを用いて効果の検証を実施すること。

(1) 精度の高いデータベースの構築

- ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、学術機関等の第三者により定量的に評価されていること。
- エ 医薬品添付文書や診療ガイドラインなどの文献を元に作成した根拠のある紐づけ用マスタを用いて、レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出ができる技術を活用した精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。
- オ 上記が実現できる理由を合理的に説明できる処理方法を採用していること。
- カ レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収録されていない病名）をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。
- キ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について本市が開示を求めた場合に、受注者は提供できるよう努めること。

(2) 特定健診受診勧奨候補者リストの作成

構築したデータベースを用いて、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。

ア 対象者の除外

受診勧奨対象者として適切でない対象者（がん、精神疾患、難病、認知症、及び人工透析等）は、受注者にて除外するものとする。

イ 特定健診対象者のセグメント化

レセプト、健康診査データを基に、特定健診対象者を、過去3年の特定健診受診状況、健診検査値の重症度、生活習慣病の投薬歴の有無等により分析し、インタビュー調査等を基にした健康意識や行動特性等のセグメント別に異なる6つ以上のグループに分類する。

セグメント分類表（参考例）

対象者	過去3年間 特定検診 受診状況	健診結果	生活習慣病による医療機関 受診の有無	セグメント
特定検診 対象者	毎年受診	→	→	① 毎年受診／健診習慣層
	不定期受診	良好 要観察	→	② 不定期／検査値良好
			あり	③ 不定期／通院あり
	未受診	→	なし	④ 不定期／異常値放置
			あり	⑤ 未受診／通院あり
	新規	40歳 40歳～	あり	⑥ 未受診／通院なし
			なし	⑦ 新規層（新規40歳）
			→	⑧ 新規層（新規国保加入者）

ウ 必要情報

候補者リストに掲載する情報は以下を含むものとする。

- ・ 個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所等）
- ・ 個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名
- ・ 個別健診対応機関における検査受診状況
- ・ 過年度における健診受診状況
- ・ 過年度における健診検査値、質問票の回答状況
- ・ 過年度における健診受診した健診機関名
- ・ 受診確率
- ・ 生活習慣病罹患リスクシミュレーション結果

(3) 特定健診受診勧奨対象者の特定

受注者は、前項(2)の候補者リストに基づき、レセプト等から分かる情報を基に、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出し、受診勧奨すべき対象者を発注者と協議の上特定する。

なお、通院状況や治療中の傷病等の情報を用いることで、精度の高い予測を行うこと。また、発注者が指定する受診勧奨に適さない対象者（既に受診済み、国民健康保険の資格がない、死亡している等）については追加で除外し、最終的に決定した受診勧奨対象者リストを受注者に提供する。

(4) 通知書による受診勧奨

ア 実施回数（時期）

2回（令和8年9月、令和9年1月予定）

イ 予定数量

8,500通（1回目：5,000通、2回目：3,500通）

ウ 通知書の内容

・ 1回目

通知書の内容は、健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴・価値観を加味した個別最適なものとし、合計6種類以上作成する。

なお、生活習慣病の投薬歴がある者に対しては、当該対象者が通院する医療機関が個別健診対応機関である旨、及び当該医療機関名を記載し、個別健診の受診率向上に資する内容とすること。とくに、40歳代～50歳代においては、特定健診受診率が低いため、最適なセグメントを設定し、通知を作成・送付すること。

また、健診検査値に応じて、生活習慣病罹患リスクシミュレーションを行い、その結果を通知書上に記載すること。シミュレーション結果をふまえて、対象者への個別最適化されたアドバイス等を提示するとともに、健診受診を効果的に促す内容になるよう工夫すること。

なお、生活習慣病罹患リスクシミュレーションのロジックは、当該シミュレーション結果が対象者の意識変容や行動変容に大きく影響を与えるものであると考えられるため、アカデミアにより研究成果が客観的に評価され論文化されたものを採用すること。

・ 2回目

通知の内容は、特定検診の終了間近をアナウンスするものとし、合計1種類以上作成する。

また、対象者の意識変容・行動内容を効果的に促す勧奨効果の高い内容になるよう工夫すること。

エ 通知書の様式

圧着形式のハガキ等で通知物を印刷する。

オ 通知書の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者の「4. 提供データ」の情報を基に受注者が差込印刷するものとする。ただし、発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。

カ 通知書の校正

受注者は、通知書のデザイン案を発注者に提供し、発注者は、校正の確認を行う。なお、校正は最大3回とし、受注者は発注者の要望による修正を行うものとする。

キ 通知書（副）納品

受注者は、各対象者個人に通知書発送後速やかに、発注者に対し対象者に送付した通知書（副）を納品する。

(5) 効果測定

受注者は、効果測定用の発注者の「4. 提供データ」を用いて、受診勧奨後の特定健診受診率の推移、各セグメントの効果等を調査し、報告書としてまとめたうえで、契約期間満了までに発注者に納品する。なお、効果測定結果を基に、令和9年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案するものとする。

6. 成果物

次のものを成果物として提出すること。

- (1) 候補者リスト（電子データ（Excel 形式））
- (2) 通知者リスト（電子データ（Excel 形式））
- (3) 通知書（副）（電子データ（PDF 形式））
- (4) 効果測定報告書（電子データ（PDF 形式、Excel 形式））

※令和9年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策の報告含む

7. スケジュール（案）

業務		時期
契約締結		令和8年5月
対象者抽出用レセプトデータ等の提供		令和8年6月中旬
候補者リストの納品		令和8年7月中旬
1回目通知書	発注者による対象者の確定（リスト返却）	令和8年8月上旬
	通知書（案）提供	令和8年6月下旬
	通知書デザインの校了	令和8年7月下旬
	通知者リストの納品	令和8年9月下旬
	通知書（副）の納品	令和8年9月下旬
	通知書の発送	令和8年9月末
2回目通知書	発注者による対象者の確定（リスト返却）	令和8年12月中旬
	通知書（案）提供	令和8年11月中旬
	通知書デザインの校了	令和8年12月中旬
	通知者リストの納品	令和9年1月下旬
	通知書（副）の納品	令和9年1月下旬
	通知書の発送	令和9年1月末
効果測定用データの提供		令和9年2月中旬
効果測定報告書の納品		令和9年3月
納品説明		令和9年3月

8. セキュリティ体制

受託者は、個人情報保護に万全を期すため JIS Q 15001 に基づく個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用を行う専任の組織を配置すること。また、情報セキュリティ管理に万全を期すため、情報セキュリティ管理体制の構築・運用を行う専任の組織を配置すること。

その上で、本事業に係るデータベースの作成を行う作業場については、以下のセキュリティ対策を講じること。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理するこ

と。

- (2) 入退管理の徹底
各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。
- (3) データ持ち出しの禁止
私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (4) データ保管場所の施錠
受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。
- (5) その他
受注者は、「情報の取り扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

9. 委託業者の条件

- (1) 発注者、受注者間の連携を密に行うため、対面での協議を原則として実施できる運用体制を整えていること。
- (2) レセプトを活用した特定健診受診勧奨の実績が市町村国民健康保険で令和7年度において15件以上あること。
- (3) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。
- (4) 本業務の実施にあたり、業務の統括管理のため、以下のいずれかに該当する者を配置すること
・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ、ITストラテジスト（旧試験区分における、システムアナリスト、上級システムアドミニストレータ）、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会が認定するITコーディネータ又はプロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（プロジェクトマネジメントプロフェッショナル）のいずれかに合格した者
- (5) 本事業は公衆衛生の向上を目的とする事業であるため「有識者（医学、公衆衛生学等）」を体制に含むこと。

10. 業務実施に必要な経費

業務実施に必要なデータ処理費、デザイン費、郵便料、設備費、電話回線使用料、通信費（発注者への連絡時の通信費含む）、従事者に要する費用、光熱費、消耗品費及び施設使用料、その他本業務に要する費用については、全て本委託料に含むものとする。

11. その他

- (1) 本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。なお、前項「9. 委託業者の条件」は契約主体者がすべて満たすものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、発注者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

以上